

すべての人が尊重される社会を目指して 12月4~10日は人権週間です

問合せ 人権・男女共同参画課 ☎(5246) 1116

私たちは皆、自分の存在や尊厳が守られ、自由に幸せを追い求める権利「人権」を持っています。同時に、私たちは他者との関わり合いの中で生きており、多様な個性を認め合い、共に社会を支えていくということが、求められています。しかし、社会ではさまざまな人権問題が発生しています。身近なところから人権について考え、お互いの人権が尊重される明るい社会を築いていきましょう。

同和問題

外国人の人権問題

アイヌの人々の人権問題

女性の人権問題

高齢者の人権問題

刑を終えて出所した人への偏見



性的マイノリティ(性的少数者)への偏見

インターネットを悪用した人権問題

子供の人権問題

障害者の人権問題

HIV感染者ハンセン病等の人権問題

犯罪被害者やその家族の人権問題

拉致問題等北朝鮮当局による人権侵害問題

人権のつどい

- ▷日時 12月15日(金) 午後2時30分
- ▷場所 浅草公会堂
- ▷対象 区内在住か在勤・在学の方
- ▷定員 1,000人
- ▷内容 ①区内小・中学生による人権メッセージ、人権作文の表彰・発表 ②講演「スマホ・ケータイ安全教室のプロ講師が伝授!インターネットによる人権侵害の現状とトラブルを防ぐために」※手話通訳、要約筆記、一時保育(要予約)あり
- ▷講師 大久保輝夫氏(KDDIスマホ・ケータイ安全教室認定講師)
- 人権パネル展(同時開催) 区内小・中学生の作品等を展示します。
- ▷問合せ 人権・男女共同参画課 ☎(5246) 1116 FAX(5246) 1139
- ▷Eメール jinkenkyoudou@city.taito.tokyo.jp



▲大久保輝夫氏
タイ安全教室のプロ講師が伝授!インターネットによる人権侵害の現状とトラブルを防ぐために

人権擁護委員を紹介します

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、区市町村の区域で人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発などの活動を行っています。また、人権擁護委員(下記)による「人権身の上相談」を行っています。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

▷人権擁護委員(敬称略) 平成29年10月1日現在

片岡昭子	杉野茂雄	矢野美恵子	栗山美知郎
海野衛	根岸順一	宇田川靖子	堀哲郎
石床洋子	新井寛	山勝幹之	谷貝知紀

▷問合せ 人権・男女共同参画課 ☎(5246) 1116

人権身の上相談

- ▷相談日時 第3火曜日午後1時~4時
- ▷場所・問合せ ぐらしの相談課区民相談室(区役所1階) ☎(5246) 1025

夜間人権ホットライン

- 弁護士による法律相談を夜間に電話(ホットライン)でお受けします。費用は無料です。個人の秘密は厳守します。
- ▷日時 12月7日(木)午後5時~8時
- ▷相談時間 1人10分程度
- ▷ホットライン ☎(6722) 0127
- ▷問合せ(公財)東京都人権啓発センター ☎(6722) 0124または☎(6722) 0125

えせ同和行為にご注意を!

「えせ同和行為」とは、同和問題は怖い問題であるという誤った意識に乗じて、何らかの利益を得るために、同和問題を口実として、企業や行政機関に不当な圧力をかけることです。高額図書や売込みや寄付金・賛助金の強要などがあります。このような不当な要求に対して、はっきり断ることが大切です。えせ同和行為を受けたとき、または受ける恐れのあるときは下記へご相談ください。

▷問合せ 人権・男女共同参画課 ☎(5246) 1116

住宅 まちづくり

「小学3年生まちなみ絵画コンクール」の表彰式を行いました



「台東区内でわたしが好きな場所」の表彰式。今年から絵画を募集したところ、993人の応募があり、その中から次の25人の作品が人賞となりました。

入賞者氏名(学校名・敬称略)

- 相澤晴子(上野小)、永藤達人
- 田中健心・柿沼陽向(根岸小)、盛一将一・伊藤綾音(忍岡小)、山近晴也(谷中小)、香妻日・加藤優花(金管木小)、小林愛花・村上花音・佐々木蓮生・芦原蓮人・小井土結花(大正小)、平塚陽真(台東育英小)、疋田百合花・大河原咲蘭・松岡知弘(蔵前小)、石垣千尋・小林万桜・高橋紅太(松葉小)、戸越日南乃(千束小)、宮内亮輔(田原小)、松本篤弥・大林晃昇(金竜小)

※区ホームページで、入賞作品や表彰式の様子をご覧いただけます。

絵画コンクール展示会

- ▷場所・日程 ①区役所正面玄関ロビー・11月30日(木)~12月7日(木) ②生涯学習センター・12月12日(火)~24日(日) ③つくばエクスプレス浅草駅浅草ギャラリー
- ▷問合せ 都市計画課 ☎(5246) 13603

福祉 (高齢・障害)

パソコンで区内介護サービス事業者の求人情報が見られます

区ホームページの「暮らしのガイド」から「税金と保険・年金」の「介護保険」内「事業者情報(区民の方へ)」に「介護サービス事業者の求人情報」を掲載しています。

※仕事内容・採用等、詳しくは各事業者にお問い合わせください。

▷問合せ 介護保険課事業者担当 ☎(5246) 1243

「声の広報」を貸出ししています

毎月2回、5日と20日に発行している区の広報「たいとう」の内容をカセットテープに録音して、区内在住の視覚障害のある方に郵送で貸出しします(無料)。また、11月5日より区ホームページでも聴けるようになります。

▷申込み・問合せ 広報課(区役所3階⑥番) ☎(5246) 1021



保険・年金

介護保険料の納め忘れはありませんか

●65歳になると介護保険料の納め方が変わります

40~64歳の方は、加入している医療保険の保険料と一緒に介護保険料を納めます。

65歳以上の方は、医療保険料とは別に、原則、年金からの天引きで納めます(天引き開始までは納付書または口座振替)。65歳の誕

生月のごとく、介護保険証と通知書・納付書を送ります。

●介護保険料の使いみち

介護が必要な方やその家族を社会全体で支え合うための介護サービス費用に使われます。これにより、介護サービス利用時(ホームヘルパーによる訪問介護、特別養護老人ホーム入所等)の自己負担は、原則、費用の1割または2割となります。自己負担が上限額を超えた場合、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

●介護保険料を納めない

督促、催告、差押等が行われたり、延滞金が増額されたりします。また、介護サービスの利用時に費用をいったん全額負担し、後日費用の9割または8割分を区へ請求する方法が変わります。

さらに、滞納期間が2年を過ぎると時効となり、さかのぼって保険料を納めることはできません。時効となった期間に応じて、介護サービス利用時の自己負担が1割または2割から3割に増え、高額介護サービス費等の支給も受けられません。

▷問合せ 介護保険課資格・保険料担当 ☎(5246) 1242

子育て・教育

幼児用ヘルメットの申込みはお済みですか

ヘルメットのサイズはS・M、色は赤・青の中から選べます。

▷対象 区内在住で、平成27年4月2日~28年4月1日生まれの子供

▷申込締切日 30年3月30日(金)(必着)

▷問合せ 生活安全推進課 ☎(5246) 1044

